

令和3年度 公益社団法人千葉県柔道整復師会事業計画

定款第3条及び第4条の規定に基づき次の事業を行う

1、柔道整復術の医学的研究及び普及啓発活動事業

伝統医療としての柔道整復術の学術的・実証的積み重ねを広く公開することで、柔道整復師の技能向上のみならず柔道整復師の施術を受ける一般県民の健康保持に寄与するとともに、科学、医学の進歩に伴った最新の知識・技術の研鑽や調査研究を推進し、これらの成果の普及を図って、柔道整復学及び柔道整復術の発展に努める。

(1) 公益事業として学術講演会・学術研究発表会を開催する。

令和3年 9月26日(日)

(2) 関東学術大会へ協力し、柔道整復術の学術的・実証的積み重ねを広く公開する。

第42回関東学術大会群馬大会

令和4年 3月21日(月)

(3) 日本柔道整復接骨医学会へ協力し、柔道整復学の構築を推進する。

第30回日本柔道整復接骨医学会学術大会

令和3年11月13日(土)

14日(日)

帝京平成大池袋キャンパス

(4) 広報誌及びホームページを通じて、柔道整復術の普及啓発に努める。

公益情報誌「ニワトコ」(年1回)の発行

2、柔道整復師の資質向上及び指導、養成に関する事業

(1) 会員の生涯学習と合わせ、公益事業として県民公開講演会を開催する。

令和3年11月23日(火・休日)

千葉駅「ペリエホール」

(2) 生涯学習及びボランティア活動の実施を推進する。

3、保険制度達成への協力に関する事業

適切な接骨院・整骨院での受療を通じて県民の健康福祉の向上に努めるため、受領委任協定に基づく制度への協力及び指導を行うとともに、会員及び保険者双方の窓口としての機能を果たす。

- (1) 受領委任制度を維持運営する。
- (2) 各種審査会に審査員を派遣する。
- (3) 新入会員保険業務指導講習会及び保険集団指導講習会を開催する。
- (4) 県民相談窓口を運営する。

4、県民の医療、保健、福祉及び健康保持に関する事業

各種スポーツや柔道を通じて、県民の健康保持、体位の向上及び強い身体作りに寄与するとともに、青少年に目標に向かって一生懸命取り組む事の大切さや礼儀・規律を学ばせることにより、次世代を担う青少年の心身の健全な育成を図る。

- (1) 青少年の心身の健全育成をめざし少年柔道大会を開催する。
第29回日整全国少年柔道大会千葉県大会 令和3年7月18日(日)
第10回日整全国少年柔道形競技会千葉県大会 令和3年7月18日(日)
千葉県総合スポーツセンター武道館
- (2) 日整全国少年柔道大会へ選手、役員を派遣する。
- (3) 各種スポーツ大会へ救護員を派遣する。
- (4) 各市町村等の健康イベントへ講師を派遣する

5、高齢者の福祉に関する事業

介護予防事業の指導者である「介護予防・機能訓練指導員」として、高齢者の福祉の増進を目的として、高齢者対策事業の実施主体である市町村を支援する。

- (1) 介護予防事業等への支援を行う。
- (2) 介護予防・機能訓練指導員の指導育成を行う。
- (3) 地域包括ケアシステムへ機能訓練指導員としての参入を目指す。

6、 柔道整復術を生かした災害時等における救護活動に関する事業

千葉県及び市町村との「災害時における応急救護活動についての協定」等に基づき、災害等の発生時には被災者の応急救護活動を行い、平時には千葉県の九都県市防災訓練（年1回）や市町村の災害対策訓練に参加するとともに事前の教育訓練を行う。

- (1) 災害時における応急救護活動体制を整える。
- (2) 救急救命講習を開催する。
- (3) 九都県市防災訓練及び市町村防災訓練に要員を派遣する。
第42回九都県市防災訓練 令和3年
- (4) 成田空港航空機事故消火救難総合訓練に要員を派遣する。
令和3年度航空機事故消火救難総合訓練 令和3年

7、 会員の福祉増進並びに相互扶助に関する事業

- (1) 千葉県柔道整復師会互助会を運営する。
- (2) 日整・関東ブロック会事業に協力し各県相互の連絡協調を図る。
 - 日整通常総会 令和3年 6月27日（日）日整会館
 - 関東ブロック会 理事会・総会 令和3年 6月 5日（土）東京都内
 - 第37回関東ゴルフ大会 令和3年11月14日（日）茨城県主管
 - 首都圏保険担当者会議 令和3年 8月 7日（土）日整会館
 - 第47回日整ゴルフ大会 令和3年 9月19日（日）サンコー72
 - 首都圏連絡会議 令和3年12月 日整会館
主管神奈川県
- (3) 関東ブロック会グループ保険、日整柔道整復師賠償責任保険、所得補償保険、団体定期保険等を拡充推進する。
- (4) 千葉県柔道整復師協同組合に協力する。

8、 本会の所有する会館に関する事業

9、 その他本会の目的を達成するために必要な事業

- (1) 所有する不動産にて駐車場経営を行う。